

確定拠出年金専用ファンド

DC日本株式ESGセレクト・リーダーズインデックスファンド

追加型投信 / 国内 / 株式 / インデックス型

商品分類				属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	補足分類	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	対象インデックス
追加型投信	国内	株式	インデックス型	その他資産(注)	年1回	日本	ファミリーファンド	その他(MSCIジャパンESGセレクト・リーダーズ指数(配当込み))

(注)投資信託証券(株式一般)

※商品分類及び属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

ESG分類

ESG投信です

この目論見書により行うDC日本株式ESGセレクト・リーダーズインデックスファンドの募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により有価証券届出書を2024年12月27日に関東財務局長に提出しており、2024年12月28日にその届出の効力が生じております。

ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。

ファンドの信託財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。

投資信託説明書(請求目論見書)については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。その際、投資者は自ら請求したことを記録しておいてください。

- 本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- 本書にはファンドの約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載されております。
- ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。

■委託会社(ファンドの運用の指図を行う者)

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者:関東財務局長(金商)第347号
設立年月日:1986年11月1日
資本金:20億円
運用する投資信託財産の合計純資産総額:16兆1,579億円
(資本金、運用純資産総額は2024年10月31日現在)

■受託会社(ファンドの財産の保管及び管理を行う者)

三井住友信託銀行株式会社

■照会先

三井住友トラスト・アセットマネジメント

ホームページ: <https://www.smtam.jp/>

フリーダイヤル: 0120-668001

(受付時間:営業日の午前9時~午後5時)



SMTAM投信関連情報サービス

お客様が指定されたファンドに関する情報(基準価額、レポート)や投資に関するコラム等をLINEでお知らせします。

※LINEご利用設定は、お客様のご判断でお願いします。
※サービスのご利用にあたっては、あらかじめ「SMTAM投信関連情報サービス利用規約」をご確認ください。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

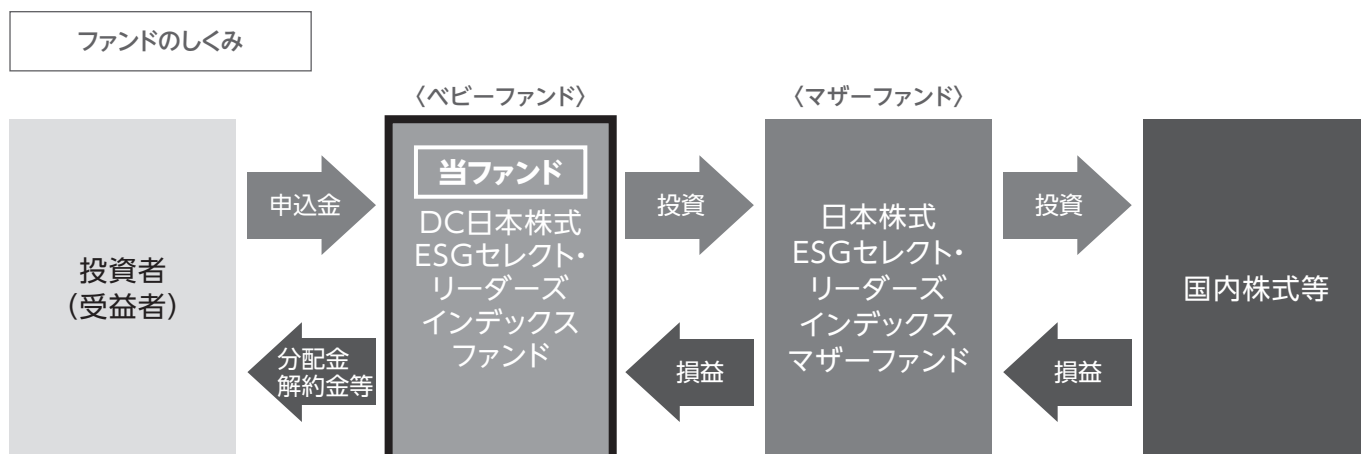
✓ ファンドの目的・特色

ファンドの目的

確定拠出年金法(平成13年法律第88号)に基づく確定拠出年金制度のための専用ファンドとして、投資信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

ファンドの特色

1. わが国の金融商品取引所等に上場している株式を主要投資対象とし、ファミリーファンド方式で運用を行います。



? ファミリーファンド方式とは

投資者の皆様からお預かりした資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、その実質的な運用はマザーファンドで行う仕組みです。

〈マザーファンドの概要〉

マザーファンド	主な投資対象・投資地域	運用の基本方針
日本株式ESGセレクト・リーダーズインデックスマザーファンド	わが国の金融商品取引所等に上場している株式	この投資信託は、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

ファンドの特色

2. MSCIジャパンESGセレクト・リーダース指数(配当込み)*¹に連動する投資成果を目指します。

*1 MSCIジャパンESGセレクト・リーダース指数は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、親指数(MSCIジャパンIMI)構成銘柄の中から、親指数における各GICS業種分類の時価総額50%を目標に、ESG評価に優れた企業を選別して構築される指数です。この選別手法により、ESG評価の高い企業を選ぶことで発生しがちな業種の偏りが抑制されています。

「配当込み」指数は、配当収益を考慮して算出した指数です。

※指数構成銘柄の選定にあたってはESG*²を主要な要素としています。

*2 ESG:「Environment(環境)」「Social(社会)」「Governance(企業統治)」の頭文字をとったもの。

●株式への実質投資割合は、原則として高位を維持します。また指数に含まれない銘柄には原則として投資しません。

MSCIジャパンESGセレクト・リーダース指数(配当込み)とは

インデックスの概要 (2024年10月末現在)

MSCIジャパンESGセレクト・リーダース指数構成比率上位10銘柄			
順位	銘柄名	業種	構成比率
1	トヨタ自動車	自動車・自動車部品	7.0%
2	日立製作所	資本財	4.7%
3	ソニーグループ	耐久消費財・アパレル	4.3%
4	リクルートホールディングス	商業・専門サービス	3.6%
5	三井住友フィナンシャルグループ	銀行	3.1%
6	東京エレクトロン	半導体・半導体製造装置	2.7%
7	東京海上ホールディングス	保険	2.7%
8	ファーストリテイリング	一般消費財・サービス流通・小売り	2.4%
9	第一三共	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	2.4%
10	伊藤忠商事	資本財	2.3%

※上記構成比率は浮動株ベースの時価総額より算出しています。

※業種はGICS分類(産業グループ)に基づきます。

ベンチマークの推移

(2017年7月3日～2024年10月末)



(出所) MSCI Inc. 及び Bloomberg のデータを基に三井住友トラスト・アセットマネジメント作成

※上記は過去のベンチマークデータをもとに作成したものであり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。また、ファンドの運用状況を表したものではありません。

✓ ファンドの目的・特色

ファンドの特色

MSCIジャパンESGセレクト・リーダーズ指数(配当込み)について

当ファンドは、MSCI Inc. (以下「MSCI」)、その関連会社、情報提供会社又はMSCI指数の編集又は計算に関連するその他の第三者(総称して「MSCI当事者」)が支援、保証、販売又は販売促進するものではありません。MSCI指数は、MSCIが独占的に所有しています。

MSCI及びMSCI指数の名称は、MSCI又はその関連会社のサービスマークであり、当社による特定の目的のための使用について許諾されているものです。

いかなるMSCI当事者も当ファンドの発行者、受益者、あるいはその他の個人もしくは法人に対して、ファンドの全般的又は当ファンドの特定の投資の妥当性、もしくはMSCI指数の株式市場のパフォーマンスに追従する能力に関して、明示・黙示を問わず一切の表明又は保証を行いません。MSCI又はその関連会社は特定の商標、サービスマーク、商号の所有者であり、当ファンドの発行者、受益者あるいはその他の個人もしくは法人とは無関係で、MSCIが決定、構成、計算するMSCI指数の所有者です。いかなるMSCI当事者も、MSCI指数について決定、構成又は計算するにあたり、当ファンドの発行者又は受益者、あるいはその他の個人もしくは法人の要求を考慮する義務を一切負いません。いかなるMSCI当事者も、当ファンドの設定時期、価格、数量に関する決定又は償還価格及び数式の決定及び算定に参加しておらず、且つその責任を負うものではありません。さらに、いかなるMSCI当事者も当ファンドの運営・管理、マーケティング又は募集に関連して、発行者、受益者、その他の個人もしくは法人に対して一切の義務又は責任を負いません。MSCIは、MSCIが信頼できると考える情報源からMSCI指数の算出に使用するための情報を入手するものとしますが、いずれのMSCI当事者も、いかなるMSCI指数又はそのデータの独創性、正確性、完全性について一切保証しません。MSCI当事者は、明示的、暗示的を問わず発行者、受益者、その他の個人もしくは法人がいかなるMSCI指数又はそのデータを使用して得られる結果に関して、いかなる保証もしません。MSCI当事者は、MSCI指数もしくはそのデータについてのもしくはそれらに関連する誤り、省略、中断について一切の責任を負いません。

さらに、MSCI当事者は、いかなる種類の明示的、黙示的な保証をするものではなく、MSCI指数もしくはそのデータに関して、商品性及び特定目的への適合性に関する保証をここに明確に否認します。上記のいずれをも制限することなく、いかなる場合もMSCI当事者は、直接的、間接的、特別的、懲罰的、派生的損害、及びその他の損害(逸失利益を含む)について、そのような損害の可能性について通知された場合においても、一切責任を負いません。

当ファンドの購入者、販売者、受益者、又はその他の個人もしくは法人も、MSCIの許諾が必要かどうかを判断するために最初にMSCIに問い合わせることなく、当ファンドを支援・保証、販売又は販売促進するためにMSCIの商号、商標又はサービスマークを使用又は言及することはできません。いかなる状況においても、MSCIの事前の書面による許諾なしに、いかなる個人も法人もMSCIとの関係を主張することはできません。

ファンドの特色

MSCIジャパンESGセレクト・リーダーズ指数について

【指数の特徴】

- ①MSCIのESGのリーサーチに基づいて、同社が公開情報を基に付与するESGレーティングや不祥事調査等により、組入れ銘柄を決定する浮動株調整時価総額加重インデックスで、MSCIジャパンIMI指数(※)の各セクターで同業他社比でESG評価の高い企業群のパフォーマンスを表すように設計されています。
- ②スクリーニング方法はポジティブ・スクリーニングとネガティブ・スクリーニングの組み合わせを考慮されています。

※MSCIジャパンIMI指数とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本に上場している株式の中からMSCIが投資適格基準に適合した銘柄を選別した指数です。

ポジティブ・スクリーニング

ESG格付け (ESG Ratings)

- 財務要因に関連のある長期的なESGリスクに対する企業の耐性を測定することを目的としています。
- 環境、社会、ガバナンスを統合したレーティングです。
(評価には「キーシュー」と呼ばれる評価項目を用います。各産業ごとに重視される項目が異なります。)
- 企業の開示情報を基に算出されます。

ネガティブ・スクリーニング

不祥事調査 (ESG Controversies)

- 不祥事の深刻度、性質等を評価してスコアを付与します。

指数の構築

MSCI ジャパンIMI指数の構成銘柄の中から、ESG格付けの高い企業を上位から順に時価総額の50%を目標に選定、ESG格付けが業種内で相対的に高い企業を選別し、浮動株調整時価総額に応じて構成銘柄のウェイトを決定します。

ベンチマークとして選定した理由

- ・MSCIのESGリーサーチ機能である「MSCI ESG Research」のリーサーチ体制が充実しており、欧米をはじめとしてグローバルな機関投資家が同機関の商品を利用していること。
- ・MSCI ESGリーダーズ各指数は「MSCI ESG Research」が提供する「ESG格付け」「不祥事調査」等を使用、指数とともにこれらのメソッドも公表されており、透明性の高い指数であること。
- ・MSCIジャパンESGセレクト・リーダーズ指数はMSCIの投資適格基準を満たす日本の株式の中からESG評価が高い企業の株式を構成銘柄としており、日本の株式に投資を行う当社の日本株式インデックスプロダクトとのESGスクリーニングの観点から比較が容易であること。

※MSCIの資料に基づき、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社が作成
※上記の内容については今後変更される可能性があります。

✓ ファンドの目的・特色

ファンドの特色

【指数構築プロセス】

【ユニバース】

MSCIジャパンIMI指数構成銘柄
(日本の金融商品取引所等に上場している株式の中からMSCIが投資適格基準に適合した銘柄を選別します。)

【適格基準】

MSCI ESG Researchが提供する企業格付け及び調査を利用して指数組入れの適格性を判断します。

MSCI ESG格付け

不祥事スコア

【構成銘柄選定】

各業種分類の浮動株調整時価総額の50%を目標にESG格付けが相対的に高い企業を選定します。

【ウェイト決定】

浮動株調整時価総額加重平均で銘柄構成比率を決定します。

MSCIジャパンESGセレクト・リーダーズ指数

※MSCIの資料に基づき、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社が作成
※上記の内容については今後変更される可能性があります。

【適格基準】について

■MSCI ESG格付け

AAA(最上位)~CCC(最下位)の7段階で企業を評価されます。
指数への組入条件は「BB」以上のESG格付けを保有することが必要となります。
※継続組入要件もESG格付けは「BB」以上となります。

■不祥事スコア

企業の事業、製品、サービスが「環境」「社会」「ガバナンス」に与える負の影響が懸念される不祥事に対する評価で0~10(0が最下位)で評価されます。
指数への組入条件は「3」以上を取得することが必要となります。
※継続組入要件は不祥事スコア「1」以上のスコアが必要となります。

ファンドの特色

【MSCI ESG格付けについて】

財務要因に関連のある長期的なESGリスクに対する企業の耐性を測定することを目的としています。同業他社との相対比較での評価となります。

- ①キーイシュースコアにウェイトをかけて各企業のESG格付けが決定されます。
- ②ESG格付けでは各産業において重要であると認識されるESG課題についてのみフォーカス、キーイシューとして特定され、評価の対象としています。
- ③ESG格付けは原則年1回更新されます。
- ④格付けの高い企業は重要なESGリスクと機会に対するエクスポージャーの管理が優れていると評価されています。

●キーイシューについて

- ①各産業で重要度の高いESG課題がキーイシューとして特定されます。
- ②産業によってキーイシューは異なります。
- ③どの産業においても「環境」「社会」はそれぞれから1つ以上のキーイシューが選定されます。
- ④「ガバナンス」に関するキーイシューは全業種共通して選定されます。

●MSCI ESG格付けモデルの階層

➤環境(E)

テーマ	気候変動	自然資本	汚染・ 廃棄物管理	環境市場機会
キーイシュー	・炭素排出 ・製品カーボンフットプリント 等	・水資源枯渇 ・生物多様性と土地利用 等	・有害物質と廃棄物管理 ・包装材廃棄 等	・クリーンテクノロジー ・グリーンビルディング 等

➤社会(S)

テーマ	人的資本	製品サービス の安全	ステークホルダー マネジメント	社会市場機会
キーイシュー	・労働マネジメント ・労働安全衛生 等	・製品安全・品質 ・製品化学物質安全 等	・紛争メタル ・地域との関係	・金融へのアクセス ・ヘルスケアへのアクセス 等

➤ガバナンス(G)

テーマ	コーポレート ガバナンス	企業行動
キーイシュー	・オーナーシップと支配 ・取締役会構成 等	・企業倫理 ・租税回避

※各テーマごとにキーイシューが2～5つ程度あります。全体のキーイシューの数は30～40程度です。

※上記の内容は今後変更になる場合があります。

※MSCIの資料に基づき、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社が作成

✓ ファンドの目的・特色

ファンドの特色

マザーファンドの投資プロセス



※上記プロセスは、今後変更となる場合があります。

分配方針

- 原則として毎年4月5日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益の分配を行います。
- 分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益及び売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- 分配金額については、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。

※将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

主な投資制限

- 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- 外貨建資産への投資は行いません。

資金動向、市況動向、信託財産の規模等によっては、前記の運用ができない場合があります。

<ご参考情報>

当社のスチュワードシップ活動

責任ある機関投資家として、投資リターンの最大化を目指します。スチュワードシップ活動は当ファンドのみならず当社の取り組みです。

当社は「責任ある機関投資家」として、エンゲージメント、議決権行使、投資の意思決定におけるESGの考慮を3つの柱としてスチュワードシップ活動を推進しています。投資先企業の企業価値向上に資するスチュワードシップ活動を行うことを通じ、お客さまからお預かりしている資産の中長期的な投資リターンの最大化を目指します。そして、その全ての基盤がフィデューシャリー・デューティーの実践です。当社は、スチュワードシップ活動に関する利益相反の適切な管理がフィデューシャリー・デューティーの向上につながると考え、利益相反管理を適切に行っております。

投資リターンの最大化

投資先の企業価値向上

企業価値向上の支援

3

投資意思決定におけるESGの考慮

投資の意思決定においてESGを考慮することにより、お客さまの資産の中長期的な投資リターンの最大化を目指します。

1

エンゲージメント

「企業にベストプラクティスを求める機会」と位置付けて、中長期的な企業価値向上に資する意見表明を行います。

2

議決権行使

「ガバナンスのミニマム・スタンダードを求める機会」と位置付けて、透明性の高い判断プロセスに則り、適切に行使をしています。



1 2 3 を支える基盤

[フィデューシャリー・デューティーの実践] [利益相反管理]

「三井住友トラストグループのフィデューシャリー・デューティーに関する取組方針」に基づき、お客さま本位の商品・サービスの提供に向けた取り組みを進めます。



当社の責任ある機関投資家としての取り組みはスマートフォンで左記コードを読み取るかアドレスを入力することでご確認いただけます。
https://www.smtam.jp/institutional/stewardship_initiatives/

※上記内容は、今後変更になる場合があります。

投資リスク

基準価額の変動要因

- ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。従って、投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- 信託財産に生じた利益及び損失は、全て投資者の皆様に帰属します。
- 投資信託は預貯金と異なります。

株価変動リスク	株価は、発行者の業績、経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化や国内外の経済情勢等により変動します。株価が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。
信用リスク	有価証券の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利払い、償還金、借入金等をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなった場合、又はそれが予想される場合には、有価証券の価格は下落し、基準価額の下落要因となる可能性があります。
ESGの投資リスク	ファンドは、ESGを投資対象選定の主要な要素としており、ESG評価が相対的に高い企業の発行する有価証券を選別して組み入れます。ESG評価と短期的な有価証券の値動きには必ずしも関連性があるわけではありません。また、ESG評価がファンドの収益源となる場合もありますが、損失が発生する要因となる場合もあります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- ファンドは、MSCIジャパンESGセレクト・リーダーズ指数(配当込み)と連動する投資成果を目標として運用を行いますが、ファンドへの入出金、個別銘柄の実質組入比率の違い、売買コストや信託報酬等の影響等から、ファンドの基準価額騰落率と上記インデックスの騰落率は必ずしも一致しません。
- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益及び評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。
- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- ファンドは、大量の換金申込が発生し短期間で換金代金を手当てする必要がある場合や組入資産の主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止、取り消しとなる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- 確定拠出年金制度の加入者等はファンドの受益者ではありませんが、当該加入者等がファンドのリスクを実質的に負うこととなります。

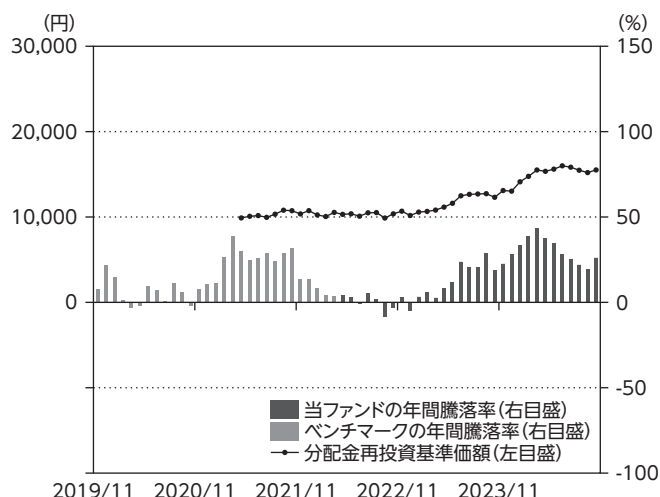
リスクの管理体制

委託会社におけるリスク管理体制

- 運用部門から独立した運用監理部が、運用に関するリスク管理(流動性リスク管理等を含む)と法令等遵守状況のモニタリングを担当し、毎月開催される運用・リスク委員会等に報告します。

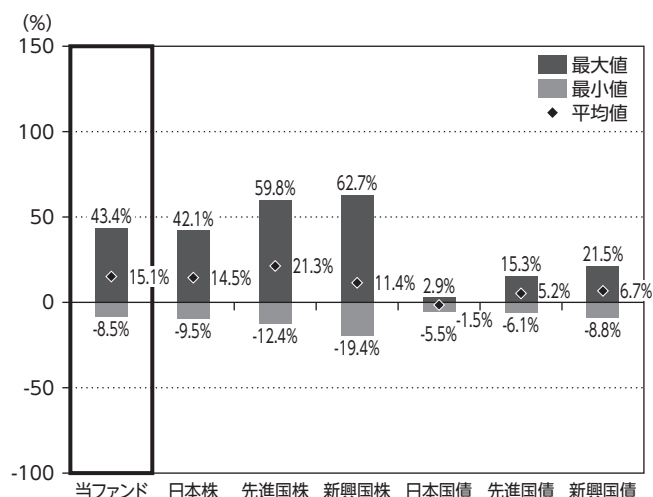
【参考情報】

当ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



- *当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- *当ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- *当ファンドの年間騰落率のうち、設定前については、ベンチマークの年間騰落率を用いて算出していますので、当ファンドの実績ではありません。

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



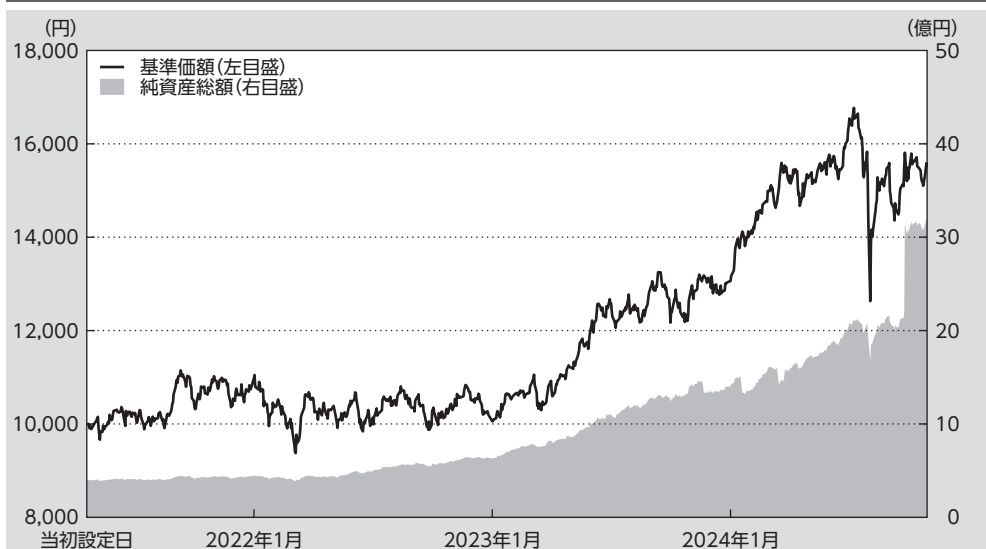
- *2019年11月～2024年10月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示し、当ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。他の代表的な資産クラス全てが当ファンドの投資対象とは限りません。
- *当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- *当ファンドの年間騰落率のうち、設定前については、ベンチマークの年間騰落率を用いて算出していますので、当ファンドの実績ではありません。

各資産クラスの指数について

日本株 TOPIX (東証株価指数) (配当込み)	TOPIX (東証株価指数)とは、株式会社JPX総研が算出、公表する指数で、日本の株式市場を広く網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出されます。[配当込み]指数は、配当収益を考慮して算出した株価指数です。同指数の指数値及び同指数に係る標準又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウ及び同指数に係る標準又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、同指数の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、JPXにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。
先進国株 MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)	MSCIコクサイ・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した日本を除く世界の主要国の株式市場の動きを表す株価指数で、株式時価総額をベースに算出されます。また「配当込み」指数は、配当収益を考慮して算出した株価指数です。同指数に関する著作権等の知的財産権及びその他の一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。
新興国株 MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	MSCIエマージング・マーケット・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した世界の新興国株式市場の動きを表す株価指数で、株式時価総額をベースに算出されます。また「配当込み」指数は、配当収益を考慮して算出した株価指数です。同指数に関する著作権等の知的財産権及びその他の一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。
日本国債 NOMURA-BPI国債	NOMURA-BPI国債とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する、国内で発行された公募固定利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスを基に計算されます。同指数の知的財産権は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、同指数を用いて行われる当社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。
先進国債 FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っていません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性及び完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏又は遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債 JPMルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・デバースファイド(円ベース)	本指数は、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2014, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベース指数を使用しております。

基準価額・純資産の推移



基準価額	15,511円
純資産総額	31.72億円

分配の推移

(1万口当たり、税引前)

決算期	分配金
2022年4月	0円
2023年4月	0円
2024年4月	0円
—	—
—	—
設定来 分配金合計額	0円

※上記グラフは当初設定日から作成基準日までを表示しております。

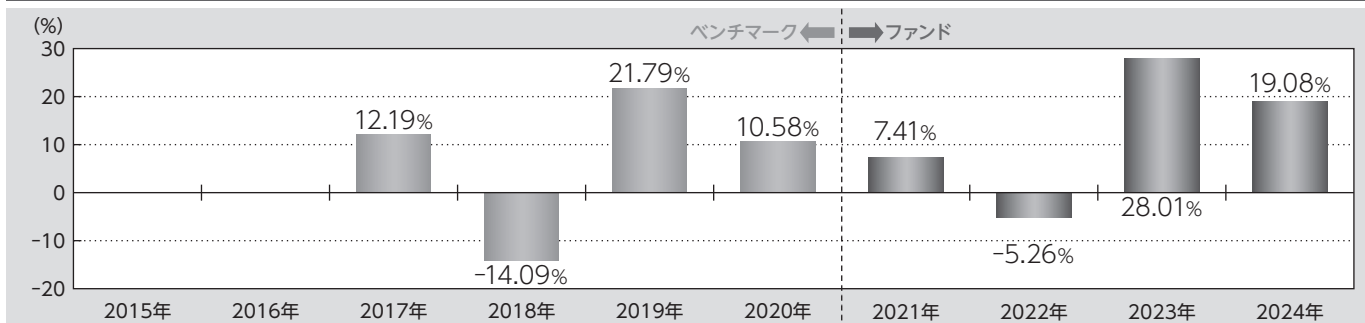
※運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

主要な資産の状況

銘柄名	国/地域	種類	業種	実質投資比率
トヨタ自動車	日本	株式	輸送用機器	7.0%
日立製作所	日本	株式	電気機器	4.6%
ソニーグループ	日本	株式	電気機器	4.3%
リクルートホールディングス	日本	株式	サービス業	3.6%
三井住友フィナンシャルグループ	日本	株式	銀行業	3.1%
東京エレクトロン	日本	株式	電気機器	2.7%
東京海上ホールディングス	日本	株式	保険業	2.6%
ファーストリテイリング	日本	株式	小売業	2.4%
第一三共	日本	株式	医薬品	2.3%
伊藤忠商事	日本	株式	卸売業	2.3%

※実質投資比率は純資産総額に対する比率です。

年間収益率の推移(暦年ベース)



※2021年は当初設定日から年末までの収益率です。また、2024年は年初から作成基準日までの収益率です。

※2017年～2020年は、ファンドのベンチマークである「MSCIジャパンESGセレクト・リーダーズ指数(配当込み)」の年間収益率です。同インデックスの公表は2017年7月3日からのため、2016年以前の収益率は掲載していません。なお、2017年は7月3日から年末までの収益率です。

※ベンチマークはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

記載された運用実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。

運用の内容等は、表紙に記載されている委託会社のホームページ等でご確認いただけます。

手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	1円以上1円単位とします。
購入価額	購入申込受付日の基準価額とします。 (基準価額は1万口当たりで表示しています。)
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
購入の申込者の制限	ファンドは確定拠出年金制度のための専用ファンドです。従って、確定拠出年金法第8条第1項に規定する事業主による資産管理契約の相手方及び同法第55条に規定する個人型年金に係る規約を作成した国民年金基金連合会(同法第61条に基づいて事務を委託された者を含みます。)による購入の申込みのみの取扱いとなります。
換金単位	1口単位とします。
換金価額	換金申込受付日の基準価額とします。(信託財産留保額の控除はありません。)
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。 なお、確定拠出年金制度の加入者等が換金代金の支払いを受ける日は確定拠出年金制度の定めに基づきとります。
申込締切時間	原則として、販売会社の営業日の午後3時半までにお申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入の申込期間	2024年12月28日から2025年7月7日までとします。 ※上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
換金制限	ファンドの規模及び商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の換金には受付時間及び金額の制限を行う場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、及びすでに受け付けた購入・換金のお申込みの受付を取り消す場合があります。
信託期間	無期限(2021年4月23日設定)
繰上償還	次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了(繰上償還)させることができます。 ●受益権の口数が30億口を下回るようになった場合 ●ファンドを償還することが受益者のために有利であると認める場合 ●やむを得ない事情が発生した場合
決算日	毎年4月5日(休業日の場合は翌営業日)です。
収益分配	年1回、毎決算時に原則として収益分配を行う方針です。 [分配金再投資コース]専用ファンドです。
信託金の限度額	5,000億円
公告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎決算時及び償還時に交付運用報告書及び運用報告書(全体版)を作成し、交付運用報告書を販売会社を通じて知れている受益者に対して交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。

ファンドの費用・税金

〈ファンドの費用〉

投資者が直接的に負担する費用													
購入時手数料	ありません。												
信託財産留保額	ありません。												
投資者が信託財産で間接的に負担する費用													
運用管理費用(信託報酬)	運用管理費用(信託報酬)の総額は、以下の通りです。 信託期間を通じて毎日計上され、ファンドの基準価額に反映されます。毎計算期間の最初の6ヶ月終了日及び毎計算期末又は信託終了のとき、信託財産から支払われます。												
	純資産総額に対して年率0.2365%(税抜0.215%)を乗じて得た額 信託報酬=運用期間中の基準価額×信託報酬率												
	支払先毎の配分は以下の通りです。												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>支払先</th> <th>内訳</th> <th>主な役務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託会社</td> <td>年率0.11% (税抜0.1%)</td> <td>委託した資金の運用、基準価額の計算、開示資料作成等の対価</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>年率0.0935% (税抜0.085%)</td> <td>運用報告書等各种書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>年率0.033% (税抜0.03%)</td> <td>運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価</td> </tr> </tbody> </table>	支払先	内訳	主な役務	委託会社	年率0.11% (税抜0.1%)	委託した資金の運用、基準価額の計算、開示資料作成等の対価	販売会社	年率0.0935% (税抜0.085%)	運用報告書等各种書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価	受託会社	年率0.033% (税抜0.03%)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価
支払先	内訳	主な役務											
委託会社	年率0.11% (税抜0.1%)	委託した資金の運用、基準価額の計算、開示資料作成等の対価											
販売会社	年率0.0935% (税抜0.085%)	運用報告書等各种書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価											
受託会社	年率0.033% (税抜0.03%)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価											
その他の費用・手数料	有価証券の売買・保管、信託事務に係る諸費用等をその都度、監査費用等を日々、ファンドが負担します。これらの費用は、運用状況等により変動するなどの理由により、事前に料率、上限額等を示すことができません。 ・有価証券の売買・保管に係る費用:有価証券の売買・保管にあたり、売買仲介人・保管機関に支払う手数料 ・信託事務に係る諸費用:投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用及び受託会社の立替えた立替金の利息等 ・監査費用:監査法人に支払うファンドの監査に係る費用												

※上記の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、上限額等を事前に示すことができません。

〈税金〉

●ファンドは、確定拠出年金制度のための専用ファンドです。

受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関及び国民年金基金連合会である場合は、所得税及び地方税はかかりません。

なお、確定拠出年金制度の加入者等については、確定拠出年金の積立金の運用に係る税制が適用されます。

※上記は、2024年10月31日現在のものですので、税法等が改正された場合等には、内容が変更される場合があります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(参考情報)ファンドの総経費率

直近の運用報告書作成対象期間におけるファンドの総経費率は以下の通りです。

総経費率(①+②)	運用管理費用の比率①	その他費用の比率②
0.23%	0.23%	0.00%

※対象期間は2023年4月6日～2024年4月5日です。

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、購入時手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除く。)を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値(年率)です。

※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

<メモ>

 三井住友トラスト・アセットマネジメント